

特別管理廃棄物処理基準設定費

35百万円（

12百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、適正処理に関する技術的知見が必ずしも十分でないままに次々と新たな化学物質が製造・使用されている。

化学物質管理に係る近年の国際的動向として、平成21年5月に開催された残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約第4回締約国会議（COP4）では、PFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸塩）を含む9物質の附属書への追加が採択され、改正化審法において、製造・使用等の規制が予定されている。

本事業は、これら有害特性を有する化学物質について、予防的な見地から、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制及び適正管理を可能とするシステム構築とそれに基づく取組を検討する。

また、併せて、新型インフルエンザに代表されるような新興感染症や在宅医療廃棄物等の感染性廃棄物等の適正処理についても、実態を踏まえた的確な対応を図る。

2. 事業計画

(1) 優先的検討物質の評価・選定（新規）

現在製品中に使用されている化学物質等のうち、有害性や環境中への残留性等の観点から一定の監視を要するとされている物質を中心に、国内外の制度やその使用実態を調査した上で、廃棄時の環境リスク（廃棄物の発生量や適正処理困難性、緊急度等）の観点から、優先的に検討すべき物質の評価・選定を行う。

(2) 廃棄段階での適正な処理方策に係る検討調査（継続）

有害廃棄物に係る基本的な物性や分解処理特性等の基礎調査を行い、特別管理廃棄物への指定の是非、特別管理廃棄物等に係る適正な処理方法及び特別管理廃棄物の処理基準等の設定について調査・検討を行う。

(3) 有害廃棄物のライフサイクルマネジメント推進に係る検討調査（新規）

上記(1)、(2)の結果を踏まえ、ライフサイクル全体での一貫した化学物質等の管理対策を可能とするよう、製造・使用段階で有害廃棄物を生じさせ

ない製造工程やリサイクルしやすい製品設計など、有害廃棄物の発生抑制や管理方策、関連する動静脈産業の連携促進施策についての調査・検討を行う。

3．施策の効果

有害廃棄物の適正処理を含むライフサイクルでの一貫した化学物質等の管理対策を可能とすることにより、環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害廃棄物による生活環境保全上の支障の発生（の社会問題化）を未然に防止し、安全・安心な社会の構築を図る。

特別管理廃棄物処理基準設定費に基づく取組<今後>

製造 流通 使用 廃棄 リサイクル/処分



有害な廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とするシステムの構築(社会問題化の未然防止)
→ ライフサイクルでより一貫した対策を可能に

1

優先的検討物質の評価・選定

国内・海外において
製造・使用段階で
一定の監視を要するとされている化学物質を中心に、廃棄時の環境リスク(発生量、適正処理困難性、緊急度等)の観点から評価を行い優先的に検討すべき物質を選定

Ex. RoHS、POPs、改正化審法、毒劇物取締法...

2

廃棄段階での適正な処理方策に係る検討調査

有害廃棄物に係る物性等基礎調査
有害廃棄物の特別管理廃棄物指定の検討
特別管理廃棄物等に係る適正な処理方法の検討
特別管理廃棄物の処理基準等の設定

3

ライフサイクルマネジメント推進に係る検討調査

ライフサイクル全体での発生抑制・管理方策
(Ex. 有害廃棄物を生じさせない製造工程、リサイクル容易な製品設計...)
関連する動静脈産業の連携促進施策 の調査・検討